

建設汚泥の再生品の利用用途と要求品質等

資料1-6

利用用途	要求品質	生活環境保全上の基準	品質確保方法		
工事間利用が主となる利用用途（土質材料としての利用用途）	工作物の埋め戻し	建設汚泥再生品の利用用途に求められる生活環境保全上の基準としては、土壌汚染対策法に基づく溶出基準・含有量基準(参考資料1-6-8)を原則とするともに、当該再生品の利用にあたっては、関係法令に基づく基準等を遵守するものとする(参考資料1-6-9)。 なお、生活環境保全上の基準については、建設汚泥再生品の搬出時に満たすものとする。	①建設汚泥再生品が土壌の汚染にかかる環境基準、用途別の品質及び仕様書等で規定された要求品質に適合していること、このような品質を安定的かつ継続的に満足するために必要な処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていること等を工事発注者が確認する必要がある。 ②公共機関においては、生活保全上の基準に留意しつつ、工事共通仕様書等において、使用する資材ごとに材料を規定するとともに、その品質管理及び施工管理方法も規定している。 したがって、建設汚泥を再生利用する際にも、これら規定により建設汚泥再生品の品質を確保するとともに適正に施工管理することができる。 ③民間発注者においては、公共機関と同様の対応が困難なことが多いため、建設汚泥再生品の品質を担保する手段を講ずる必要がある。		
	土木構造物の裏込め			建設省： 「建設省総合技術開発プロジェクト建設事業への廃棄物利用技術の開発報告書」, 昭和61年3月 社団法人日本道路協会： 「道路土工—カルバート工指針」, 平成11年3月 参考資料1-6-1参照 社団法人日本道路協会： 「道路土工—施工指針 改訂版」, 昭和61年1月 参考資料1-6-1参照	
	道路用盛土			路床	社団法人日本道路協会： 「道路土工—施工指針 改訂版」, 昭和61年1月 参考資料1-6-1参照
				路体	社団法人日本道路協会： 「道路土工—施工指針 改訂版」, 昭和61年1月 参考資料1-6-1参照
	河川築堤			高規格堤防	財団法人リバーフロント整備センター： 「高規格堤防盛土設計・施工マニュアル」, 平成12年3月 参考資料1-6-1参照
				一般堤防	財団法人国土開発技術研究センター： 「河川土工マニュアル」, 平成5年6月 参考資料1-6-1参照
	土地造成			宅地造成	都市機構「基盤整備工事共通仕様書施工関係基準」, 平成16年7月 参考資料1-6-1参照
				公園・緑地造成	施設等の特性により必要な諸元を選定する。 参考資料1-6-1参照
	鉄道盛土			運輸省鉄道局監修 鉄道総合技術研究所編 鉄道構造物等設計標準・同解説 土構造物 平成4年10月 参考資料1-6-1参照	
	空港盛土			財団法人港湾空港建設技術サービスセンター 「空港土木工事共通仕様書」, 平成16年4月 財団法人港湾空港建設技術サービスセンター 「空港土木施設施工要領」, 平成11年9月 参考資料1-6-1参照	
水面埋立て	社団法人日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 参考資料1-6-1参照				
市販品の購入が主となる利用用途	スラリー化安定処理土	製造者責任において実施。 ただし、スラリー化安定処理土においては、工事間利用が主となる利用用途（土質材料としての利用用途）と同様な対応が必要である。			
	路盤材			社団法人日本道路協会： 「舗装施工便覧」, 平成13年12月 参考資料1-6-3参照	
	ブロック（主に園芸用）			JIS R 1250 (社)インターロッキングブロック舗装技術協会 「インターロッキングブロック舗装設計施工要領」, 平成12年7月 日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 JASS7メゾンリー工事」, 1988年4月 参考資料1-6-4参照	
	軽量骨材			JISA5002 参考資料1-6-5参照	
	ドレーン材			参考資料1-6-6参照	
	その他（植栽用土等）			植栽用土については研究開発段階 参考資料1-6-7参照	